

消費者を騙す

“こんな商法”

に **注意!**

<特定商取引法に関する注意喚起>

- **若者を狙うアポイントメント商法**

電話で「イベントに招待!」、ビラで「応募者全員にプレゼント!!」

- **錯誤につけ入る資格教材や名刺広告の電話勧誘**

「お約束した母校応援の広告掲載についてですが・・・」

「以前にご契約された資格取得講座を修了していませんね・・・」と嘘の電話

- **開運商品の通信販売と除霊・祈禱サービス**

「話題沸騰中“奇跡を起こす不思議な石!携帯型パワースポット”」

「ロト6で高額当選!そしてプロポーズ!!」などと雑誌に掲載

- **親族や友人がターゲット (連鎖販売取引)**

友人から「いい話があるんだけど」「お茶でも飲まない」と誘われる

- **複雑な利殖商法 (CO2排出権、金地金など)**

「利息が年6%」「郵便局や銀行と同じ、元本保証で安心」「絶対儲かる(損をしない)」などと勧誘

<消費者安全法に関する注意喚起>

- **話題性に便乗した投資商品等の劇場型勧誘**

巧みな手口 「自分なら大丈夫」は禁物

(1) 誰でも、いつでも被害者に

被害者は、高齢者ばかりではありません。好奇心旺盛な若者や、医者、公務員、フリーター、主婦など年齢・職業・性別も様々です。

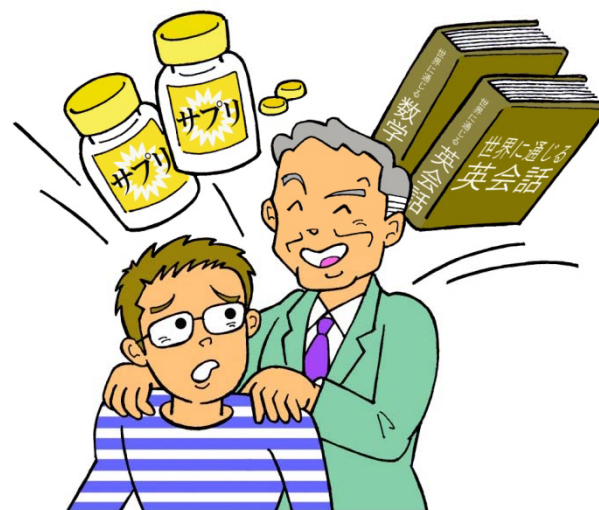
(2) 強引あるいは言葉巧みに勧誘

- 事業者の会議室、マンションやホテルの一室、検眼車など、消費者が自由に出入りできないような状況下で執拗に、時として威迫され、困惑させるような勧誘を行うため、根負けし、あるいは、その場を離れたいとの思いから意に反して契約してしまいます。
- また、将来への備え(利殖になること)を強調したり、合理的根拠がないにもかかわらず、商品の性能や役務の効果等をうたい、時として効果がない場合に、除霊・祈禱の必要性を強調したりして消費者が抱える不安に付け込んだ勧誘を行います。



(3) こんな覚えがあったら要注意

- 「試供品」「無料プレゼント」「資格」といった言葉に弱い
- 「健康」や「将来、年金だけで暮らせるか」不安を感じている
- 一攫千金、楽しんで儲けたいという意識が強い
- 曖昧な返事をしたり、過去に断りきれずに契約したりしたことがある



① 若者を狙うアポイントメント商法

● 事例1：「無料プレゼント」のはずが高額な買い物に

有名タレントを使った無料キャンペーンのチラシをみて応募した男女に、「無料プレゼントを取りにきてほしい。」などと電話をかけ、商品の販売が目的であることを告げずに店や展示会に誘い、公衆が出入りしないような一室で長時間にわたり、あるいは夜間まで執拗な勧誘を続け、高額な宝飾品を購入させていた。

((株)ジェムケリー：平成24年9月18日付け業務停止6か月 (消費者庁))

● 事例2：インターネットのコミュニティーサイトで知り合った相手が勧誘員

何度かメールでやり取りした後、「アパレル関係の仕事をしている。今イベントをやっているから招待してあげるよ。」とイベントに誘い、会場の一室で長時間執拗に、あるいは深夜に及ぶ勧誘を行い、「お金がない。」と断ると消費者金融のショッピングローンを組ませるなどして高額な宝飾品を購入させていた。



((株)Luv je：平成23年8月3日付け業務停止3か月 (近畿経済産業局))

② 錯誤につけ入る資格教材や名刺広告の電話勧誘

● 事例1：同業他社の契約者を狙い撃ち

同業他社と契約した消費者情報を入手し、「以前の契約が終わっていません。辞めるにしても続けるにしてもお金がかかる。」などと職場等に繰り返し電話をかけ、あたかも過去の契約に関連した手続などが必要であるかのように告げて執拗に勧誘し、資格教材等の販売を行っていた。

(セゾナルファ(株)、グローバルスクエア(株)及び枝川英昭こと亀田達也：
平成24年2月14日付け業務停止6か月及び指示(中部経済産業局))

● 事例2：約束した覚えはないが仕方なく契約

過去に全国紙の地方版に掲載された情報や名簿図書館で得た情報から電話番号等
を入手し、初めて電話するにもかかわらず、「昨年お約束した母校応援の名刺広告
について電話しました。」などと勧誘し、執拗な勧誘を受け1回だけ名刺広告を承
諾した消費者に対し、書面上で複数回の契約と虚偽記載したり、解除を申し出た消
費者に対し「載せない大変なことになる。」と声を荒げたり、「公務員はクーリ
ング・オフできないことを知らないのか。」などと不実を告げるなどしていた。

(「三報通信」又は「総和通信」こと星川善紀、福田雄繁及び高橋康晴：平成24年11月6日付け
業務停止12か月(消費者庁))

※ こうした事業者は、複数の事業者が役割を分担し首謀者(過去に処分歴がある場合が多い)が表に出ない、あるいは、法人格の衣替えを繰り返したり、法人登記をしないでレンタルオフィスや転送電話を使って屋号や偽名での勧誘を行うなど活動実態・拠点の把握が困難といったケースが増えている。

③ 開運商品の通信販売と除霊・祈祷サービス

● 事例：“嘘”で埋め尽くした雑誌広告で誘引

“信ずる者が救われない”のが開運商法。

「ロト6で高額当選！そしてプロポーズ！！」「一流企業に内定」「夢のマイホームをゲット」など嘘の体験者談を雑誌やインターネットのホームページに広告掲載。その広告を見て、運気があがる“携帯型パワースポット”と称するブレスレットを購入した消費者に対し、効果がなければ必ず電話させるように仕向けるなどして、電話を



かけて来た消費者に、無料鑑定を実施（写真を携帯送信又は郵送する遠隔鑑定）し、「あなたには怨霊と生首が張り付いている。このままだと大変なことになる。」などと消費者の不安を煽るような不実を告げ、「除霊」と称する役務サービスを執拗に勧誘し契約させていた。

開運商法の場合、商品そのものは、ブレスレットや天然石といった比較的安価（1万円～2万円）なものであることから、試しに買ってみようといった軽い気持ちで購入する方が多いので注意が必要です。

（株）アドライン、（株）ジェイコーポレーション及びアドクリエイト（株）：平成24年11月

15日付け業務停止3か月（通信販売）並びに業務停止6か月及び指示（電話勧誘販売）（消費者庁）

※ こうした事業者は、法人格の衣替えを頻繁に繰り返しながら、あるいは複数の法人が同じ屋号で雑誌等への広告掲載を行っているケースが見られます。

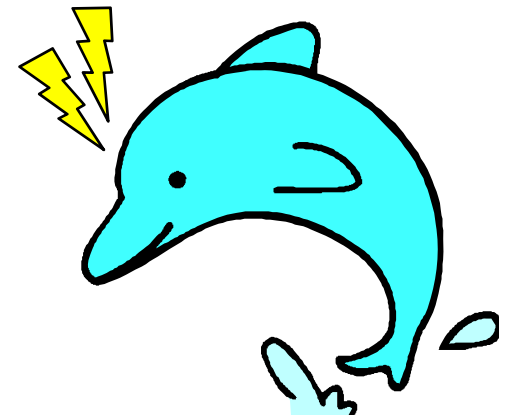
④ 親族や友人がターゲット（連鎖販売取引）

- 事例：電話や電子メールで「いい話がある。」

商品の販売が目的であるにもかかわらず、電話や電子メールで「いい話がある。」「お茶でも飲みましょう。」などとだけ告げて友人など親しい者を呼び出し、事務所や会員の自宅等において商品の購入を長時間にわたり執拗に勧誘していた。

購入者（会員）が別の消費者を勧誘すると、会員は、商品1台につき2万円の報酬が事業者から得られる仕組み（連鎖販売取引）となっており、累計で2万台を売り上げていた。

また、本事業者は、扱っていた商品について、合理的根拠がないにもかかわらず、「イルカが発するような音波と同じものが出て、脳波の不調を治すので、ついでには体の不調を全て整えます。」などと説明していた。

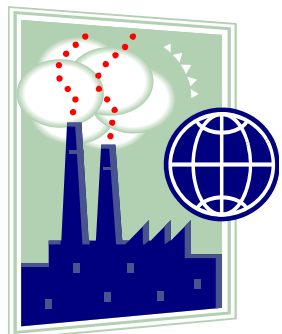


((株)Rida：平成24年10月18日付け業務停止3か月及び指示（消費者庁）)

5

複雑な利殖商法（CO2排出権に絡む取引）

- 事例：店頭商品デリバティブ取引（役務提供契約）



高齢者を中心に、「利息は年6%」「原発問題でCO2（二酸化炭素）の排出権取引の相場は必ず上昇する。」
「元本保証」あるいは「郵便局や銀行と同じで何時でも引き出せる」と預貯金と変わらない安全なものであるかのような不実を告げて勧誘し契約を行っていた。

また、本件事業者は、契約者から預かった保証金の分離保管措置や損失補てんのためのカバー取引を行っておらず、こうした重要事項を故意に契約者に説明しておらず、契約者が返金を求めると「価格が下がった」などとして返金に応じなかった。

（やよいトレード(株)：平成24年6月19日付け業務停止12か月（消費者庁））

※ CO2の排出権に絡む取引は、国内に取引市場はありません。したがって、市場によらないで行われる取引(相対取引)として、差金決済(現物の受け渡しを伴わない相場の値動き)で行われるのが一般的で、この取引は「店頭商品デリバティブ取引」と呼ばれ、仕組みが複雑で一般の消費者が行えば、大きな損失を伴うことがありますので注意が必要です。

6

話題性に便乗した投資商品等の劇場型勧誘

- **事例1：i P S細胞作製に係る特許権の「知的財産分与譲渡権」勧誘**

i P S細胞の研究開発事業を行い、あたかも自社がi P S細胞作製に関する特許権を取得し、複数の製薬会社とライセンス契約を締結しているかのようなパンフレットを作成して「知的財産分与譲渡権」の勧誘を行っていた。特許の取得事実、製薬会社のライセンス契約事実はともになく、本社所在地は郵便物受取サービス事業者の所在地であることが判明した。

消費者は、別の事業者から「1000万円分を購入したいが、勧誘資料が届いた人でなければ買うことができない。申し込んでくれれば謝礼を払う。」という話を聞いて、この事業者の代わりに申込みをしていた。

(株式会社三栄：平成24年11月2日 注意喚起(消費者庁))

- **事例2：太陽光発電事業の「合同会社加盟店」募集**

米国に実在する太陽光発電装置の製造事業者名を冠したパンフレットを使用し、あたかも同製造事業者と関係があるかのように装い、「太陽光発電事業」との関連をうたった「合同会社加盟店」の募集を行っていた。米国の製造事業者を確認した結果、一切関係がないことが判明した。

消費者は、別の事業者から「個人でしか購入できないため、高く買取りするので購入してほしい」という話を聞いて、この事業者の代わりに申込みをしていた。

(サンパワー株式会社ほか2法人：平成24年2月17日 注意喚起(消費者庁))